

2007（平成19）年度

年度計画

自 2007（平成19）年4月1日
至 2008（平成20）年3月31日

独立行政法人 日本貿易振興機構

目 次

I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1. 効率化目標の設定及び総人件費改革	1
2. 費用対効果の分析の取り組み	1
3. 柔軟かつ機動的な組織運営	1
4. 民間委託（外部委託）の拡大	2
5. 随意契約の見直し	2
6. 資産の有効活用等に係る見直し	2
7. 情報化	2
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置等	3
1. 対日投資拡大	3
2. 我が国の中小企業等の国際ビジネス支援	4
〔1〕輸出促進	4
〔2〕在外企業支援	8
〔3〕国際的企業連携支援	11
3. 開発途上国との貿易取引拡大	13
4. 調査・研究等	16
〔1〕調査	16
〔2〕研究	19
〔3〕情報発信	25
〔4〕貿易投資相談	27
III. 財務内容の改善に関する事項	29
1. 自己収入拡大への取り組み	29
2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	29
IV. 予算、収支計画及び資金計画	29
V. 短期借入金の限度額	29
VI. 重要な財産の処分等に関する計画	30
VII. 剰余金の使途	30
VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	30
1. 施設・設備に関する計画	30
2. 人事に関する計画	30

I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

日本貿易振興機構（ジェトロ）（以下「機構」という）は、組織として、PDCA サイクルに基づく業務改善、サービス利用者の不満・クレームの業務改善への活用、サービス非利用者へのアプローチを通じた業務改善と利用者の拡大等を図りながら、以下の取り組みを進めていく。

1. 効率化目標の設定及び総人件費改革

運営費交付金を充当して行う業務については、第二期中期目標期間中、一般管理費について毎年度平均で前年度比 3%以上の効率化を行うとともに、業務経費について毎年度平均で前年度比 1%以上の効率化を行うものとする。このほか、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う業務についても、翌年度から年 1%程度の効率化を図るものとする。2007 年度においても、この目標に向けた効率化を図る。また、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、5 年間で 5%以上を基本とする削減の着実な実施を行うとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。2007 年度もこの目標に向けた取り組みを行う。

2. 費用対効果の分析への取り組み

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開に繋げる。

3. 柔軟かつ機動的な組織運営

機構本部及びアジア経済研究所（以下「研究所」という）、国内事務所、海外事務所間における、情報の円滑な流通・有機的連携の向上に努める。

組織のあり方について、柔軟に変更可能な独立行政法人の制度趣旨を活かし、より事業の効率的実施が可能な組織設計を行う。研究所の有する能力を最大限発揮するため、種々の研究課題に柔軟に対応する。また、研究者を地域別、分野別にグループ分けし、途上国を巡る諸問題について情報共有を推進し、研究者の共通認識を高める。

貿易情報センターについては、事務所ごとの業務実績、事務所が存置する地方自治体からの負担金の在り方等を踏まえ、負担割合の適正化や事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組みつつ、国内の機能・体制の見直しを進めることとし、効率性及び機動性をよ

り高める。2007 年度も事務所の人員配置や運営手法などについて、地方自治体等と協議をすすめつつ、見直しを行う。

海外事務所については、第二期中期目標期間においても、事務所ごとの業務実績等を踏まえ、第一期中期目標期間に引き続き配置を適切に行うための目標を設定の上、事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組むとともに、2007 年度も機構が実施する重点事業分野における企業のニーズおよび政策的要請に十分対応できるよう引き続き再配置を検討する。特に、新興経済諸国を中心にネットワーク展開を検討していく。

4. 民間委託（外部委託）の拡大

人事・給与等、物品調達などの各業務については、情報システムの統一化などを進めるとともに、積極的に外部委託を図る。

「民間でできることは民間に」という原則を基本として、実施している事務・事業について、民間参入に向けた環境整備を積極的に推進する。

5. 随意契約の見直し

国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

6. 資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する研修施設等について、一般利用への開放等により、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行う。

7. 情報化

- (1) 利用者の利便性向上のため、ウェブサイトの画面構成の向上等を進める。
- (2) 各種データベースについては、利用者の利用状況の把握・分析や利用者の意見を踏まえ、その内容を更に充実させる。
- (3) 内部の管理業務等については、作業の効率化や業務における部署間の連携が円滑に行われるよう体系的整理を行い、改善を図る。
- (4) 業務・システムの最適化を計画策定、実行、評価、改善の PDCA サイクルに基づき、継続的に実施する。

Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置等

1. 対日投資拡大

(1) 基本方針

- ① 対日直接投資は、国民生活の質の向上や生産性の向上を我が国にもたらし、少子高齢化に直面する日本経済の活性化を導く鍵である。
- ② 第一期中期計画においては、機構が積極的に対日投資案件の発掘に努めることで、我が国の対日投資拡大に向けての取り組み姿勢を内外に浸透させる役割を果たしてきたが、第二期中期計画では、新たな政府目標（2010年までにGDP比で倍増となる5%程度）を踏まえ、個別企業支援、地域支援、広報・情報発信の機能強化を一層図っていく。特に、我が国地域への投資促進を念頭に、従来の新規発掘案件に加え、進展していない既存案件のフォローアップ及び、新たに定着・二次投資促進等の進出後の支援を重視する。
- ③ 国内自治体等が主に誘致を期待している（ア）IT（ソフトウェア、情報機器、半導体等）、（イ）医療・福祉（医療機器、介護関連、ライフサイエンス等）、（ウ）機械機器（自動車部品、機械・機械部品等）、（エ）流通・サービス（小売、観光関連等）に注力して発掘・支援活動を展開することとし、活動地域は、北米、欧州、東アジアを中心とする。

(2) 活動方針

① 国内外における案件発掘・支援活動の強化

より優良案件の発掘に努めるのに加え、既発掘案件の成功に向けた支援活動に国内外の機構の資源を投入する。このため、通常の立ち上げ支援機能の強化を図るとともに、候補案件の経済効果を見極めながら、将来的な投資につながるアライアンス支援も行う。また地域への投資誘致の視点から、自治体への案件情報の開示を順次行い、地方の対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）のネットワークを有効に活用しながら支援する。加えて、このような地域への投資誘致を一層促進させていくため、東京本部、大阪本部、各貿易情報センター間での立ち上げ支援ノウハウの共有に努める。

② 地域への企業誘致支援

地域経済の活性化に寄与すべく、大阪本部・各貿易情報センター、地方のIBSCを通じて地方自治体と連携し、ミッション受け入れ、企業招聘などの活動を始めた我が国地域への外国企業誘致を積極的に実施する。また、新たな取り組みとして、地元の産学官連携の促進を通じた地域案件の発掘を強化する。さらに、自治体からの受託事業により、海外でのトップセールス、セミナー開催なども積極的に支援するほか、地域での勉強会の組織・運営、普及セミナー開催等の体制・環境整備支援など地域の状況に応じたきめ細かいサービスを提供する。

③ 既進出企業に対する定着・二次投資支援

新たな取り組みとして既進出外資系企業の定着・二次投資支援を展開する。政府対日投

資会議で策定された『対日直接投資加速プログラム』では、企業発掘・設立に加え、事業拡大までの支援が指摘されているほか、対日直接投資自治体フォーラムによる『対日直接投資促進のための国への要望・提言』では、「ジェットロと地方自治体の連携強化」の具体的施策として、機構に対して、創業時を含め、アフターケア、二次展開の推進等のサポート機能充実を期待している。進出後の事業展開や二次投資に際して検討材料となる情報を充実させ、セミナー開催等を通じてニーズにマッチした情報提供、コンサルテーションを実施していく。

④ 国内外に向けた広報活動

新たな政府目標のもと、我が国の対日投資歓迎姿勢を広く認知させ、北米、欧州を中心として、機構が担っている外国企業誘致活動への一助となる広報活動を展開する。そのため、海外における対日投資シンポジウム・セミナー等のイベントに加え、新聞・雑誌等のメディアを積極的に活用する。国内においても、対日投資誘致活動の円滑化という観点から、情報提供イベント、メディアを活用した広報活動を展開する。

⑤ 案件発掘、戦略立案等に資する調査および投資環境改善に向けた提言

海外での案件発掘活動を効果的に支援するため、テーラーメイド調査、既進出企業の事例蓄積等を引き続き行う。また、高い経済効果の見込まれる案件に対するフォローアップ調査も実施する。今後の誘致戦略立案を視野に入れ、対日投資の日本経済に対する効果・影響の把握に努める。

また、より良い我が国の投資環境作りを目指して、立ち上げ支援企業、IBSC 支援企業の拠点設立や既進出外資系企業のビジネス展開に際して、直面する制度上の問題点等を把握して、それをもとに、政府対日投資会議専門部会場で提言していく。

こうした活動により、従来の新規案件発掘・支援に加え、進展していない既存案件のフォローアップによる追加支援及び進出した外資系企業の定着・二次投資促進等の進出後の支援を合わせて、対日投資案件発掘・支援件数を 2007 年度 1 年間で 1,200 件以上とする。また、新しいビジネスモデルの導入等我が国経済の活性化につながる対日投資案件の発掘・誘致、地方自治体等の対日投資誘致活動への貢献、我が国の投資環境の PR 等の具体的な成果事例（アウトカム）の実現を図るとともに、外国企業、地方自治体等、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。

2. 我が国中小企業等の国際ビジネス支援

〔1〕輸出促進

（1）基本方針

① 輸出促進事業の現状

2006年4月に経済産業省が発表した「グローバル経済戦略」は、中小企業の国際事業展開支援のための環境整備の必要性を唱え、また同年6月の「新経済成長戦略」では、これに加え、コンテンツ産業の国際展開の推進、デザイン産業の更なる振興が提言された。さらに7月に政府が発表したいわゆる「骨太の方針」では、日本経済の成長力・競争力強化を最重視し、国内需要中心の産業・製品の国際展開・輸出振興に取り組むとされている。

一方、近年では、国内市場中心で必ずしも積極的に海外販路を求めていなかった繊維、コンテンツ、食品などの業界が輸出に目を向け始めており、機構はこうした業界の動きに呼応した輸出促進事業を実施してきた。具体的には、輸出意欲とポテンシャルのある6分野（機械・部品、繊維、地域伝統産品、食品、IT・コンテンツ、環境・医療・福祉）を重点に、海外市場情報の提供、業界全体の知名度の向上を目指したイベント・広報、展示会への出展を通じた個別企業の海外販路拡大支援等を行ってきた。

② 今後の事業方針

原則従来の事業ツールや重点分野を踏襲しつつも、今後は支援対象の絞込みとともに個別案件の支援を強化し、成功事例の拡大を図る。

具体的には、事業目的別に以下の4形態に分け、従来の事業ツールを効果的に組み合わせ、日本企業・業界のニーズに即した事業を実施する。

(イ)「日本ブランド発信プログラム」:

業界全体の知名度の向上や海外バイヤーの関心喚起を主眼とする。

(ロ)「販路開拓プログラム（BRICs等新興市場開拓を含む）」:

展示会等の「場」の設定を通じた商談・成約を目指す。

(ハ)「輸出有望案件発掘支援プログラム」:

輸出有望案件発掘支援専門家による案件発掘と成約に向けた支援。

(ニ)「食品販路開拓総合プログラム」:

食品については、2013年末までに輸出額1兆円規模を目指す政府目標に対応するべく、先進国・途上国を問わずブランド発信と販路開拓を並行して実施する必要がある。

その際、中小企業庁と日本商工会議所・全国商工会連合会が実施するジャパン・ブランド育成支援事業との相互補完関係が保てるよう留意する。また、日本企業ブースを伴う海外展示会出展は、自己収入の確保の有用な手段であることに鑑み、この点を十分意識して、参加展示会の選定を行う。

(2) 活動方針

上述の(イ)「日本ブランド発信プログラム」、(ロ)「販路開拓プログラム（BRICs等新興市場開拓を含む）」、(ハ)「輸出有望案件発掘支援プログラム」では、各々重点となる対象分野を定めるが、各分野とも、単独の「プログラム」内で事業を完結するのではなく、いずれも最終的には商談・成約といった成果の達成、拡大を図るべく、同一分野に複数の「プログラム」が適用され、また各「プログラム」の事業ツールは一部重複することになる。

(イ)「日本ブランド発信プログラム」

従来、国内市場への供給が中心であった産業分野の中で、①ソフトパワーの発信とともに新たな輸出産業として潜在力の発揮が期待されるコンテンツ、②中国等アジア諸国との競争激化から新たな国際展開が求められる繊維(テキスタイル、アパレル・ファッション)、③新たな製品開発や海外展開に必要な付加価値としてのデザイン(特に、国内需要の縮小から新製品・デザイン開発と新市場開拓が喫緊の課題である地域伝統産品等)を対象に、当該製品や業界全体のイメージや認知度を高め、取引機会や販路の拡大を目指した事業を展開する。

これら分野を対象とする具体的な事業実施方針は以下のとおり。

A. コンテンツ

コンテンツ分野ではこれまで、映画、アニメ、TV番組、ゲーム、音楽、コミック、キャラクター・ライセンスを対象に、欧米および一部アジア市場で、業界団体との共催を中心に、広報イベントの開催や商談機会の提供を行ってきた。

コンテンツ分野では、作品力が新たな需要を創出する傾向が強いため、作品の発表機会の提供と直接的なバイヤーへの売り込みが、重要な販売手段となる。一方で、各国で異なる、進出ノウハウや製品(作品)の流通経路などの情報が、特に中小企業には欠如している。

今年度は、日本のソフトパワーの発信を目的に、引き続き業界団体と共同で日本ブースの設置や広報イベントの開催を行うとともに、個別企業の取引拡大を支援すべく、進出ノウハウやバイヤー情報の整備、バイヤー・ネットワークの構築、実際の取引をサポートするコーディネーター/アドバイザー機能の強化を図る。

また、来年秋に計画されている、東京国際映画祭を中核にアニメ、ゲーム等も組み込んだコンテンツの総合イベント『国際コンテンツ・フェスティバル(仮称)』では、同イベントの海外広報等に協力していく。

B. 繊維(テキスタイル、アパレル・ファッション)

高級品市場が拡大する中国・アジア市場や、「ジャパン・クオリティ」、「ジャパン・ブランド」のイメージを打ち出す場としての欧米市場で展示会参加や商談会開催協力を行うことにより、業界全体の国際展開を支援していく。

また、日本のファッションの知名度向上とアパレル分野の輸出促進のために、年2回のジャパン・ファッション・ウィークの広報及びバイヤー招致の活動を行う。

C. デザイン(地域伝統産品等)

家具や家庭用品等地域伝統産品の分野では、輸入品の増加やライフスタイルの変化から、従来型の伝統産品を国内で販売・輸出するだけでは企業の存続が困難になっており、これら企業には「モノ作り」を支える品質に加え、デザイン等の知的財産を十分活かした新たな製品開発と海外展開が必要である。

中小企業庁と日本商工会議所・全国商工会連合会が実施する「ジャパン・ブランド」事業でも、新たな付加価値としてのデザインが重要な要素となっており、日本のデザイン力をアピールする広報活動とともに、欧州の先進的デザイン商品の展示会への出展を通じ、

地域伝統製品の輸出を支援する。

(ロ) 販路開拓プログラム (BRICs 等新興市場開拓を含む)

国際競争力と海外販路開拓意欲を有するものの、ノウハウや経験・人材不足から輸出に至っていない中小企業を発掘し、ピンポイントの情報や「売り込みの場」を提供し、必要に応じて売り込み活動を企業と一体となって支援する。

また、東アジアの経済発展、人口大国 BRICs の高成長、石油価格高騰による中東産油国の所得増で途上国市場が急拡大していることから、これら地域をターゲットとして市場開拓・輸出支援事業を行う。

対象の中心となるのは、機械・機器・部品分野で優れた技術を持った中小企業や、業界単位で海外販路開拓意欲が強い繊維分野 (テキスタイル、アパレル・ファッション) の中小サプライヤーであり、展示会への出展支援等を通じた支援を行う。さらに、これら支援を効果的に実施し商談成果を高めるため、事前に新興市場等に関する調査・情報提供も行うことも検討する。

A. 機械・機器・部品

日本には、最終製品の高度な機能や品質をもたらす、優れた部品や材料、レベルの高い生産設備を支える機械、機器等を供給する中小企業が存在しており、日本の産業競争力はもちろん、東アジア諸国の製造業の国際競争力を支えている。国内生産拠点の海外シフトの進展に伴い、これら中小企業も国際展開が必要となっており、海外進出日系企業との取引を含め、海外市場への販路開拓が求められている。

世界的に高い技術水準を持つ中堅・中小企業を発掘し、展示会への出展やバイヤー紹介、商談アレンジなどを通じて、海外販路の拡大を目指す。

B. 繊維 (テキスタイル、アパレル・ファッション)

第一期の中期計画期間での各種支援を通じて、海外販路開拓に積極的な企業が絞り込まれてきたことから、業界全体の国際事業展開への支援とともに、個別企業のニーズに則した情報や商談機会の提供を行う。具体的には、高級品市場が拡大する中国・アジア市場等で、販路開拓のための展示会参加や商談会開催協力を行う。

(ハ) 輸出有望案件発掘支援プログラム

全国複数カ所に 15 名の専門家を配置し、各地の関係機関の協力も得て、輸出有望案件を発掘する。機械・機器・部品や繊維、地域伝統産品、食品の各分野を中心に地方の中小企業の輸出意欲に個別に応じていく。また、個別案件支援を効果的に実施し商談成果を高めるため、事前に市場調査、販売ルート・バイヤー発掘を行うなど、海外事務所の協力を強化する。

(ニ) 食品販路開拓総合プログラム

農林水産物を含めた食品の輸出促進に継続して積極的に取り組む。特に所得向上の著しい東アジア諸国、日本食ブームが広がる欧米先進諸国、原油高に沸く中東湾岸諸国への日

本食品と日本の食文化の輸出促進を「日本食品等海外展開委員会」の提言をもとに重点的に実施する。具体的には、上述の地域で開催される展示会への出展等を通じた販路開拓を支援していく。

また、地方のニーズにきめ細かく対応すべく、輸出促進アドバイザーを活用し、中小企業の輸出に向けた取り組みを支援すると同時に、「農林水産物等輸出促進全国協議会」等の組織、団体とも密接な連携を図っていく。

こうした活動により、日本ブランドの海外市場における認知度の向上、企業・産地等による新たな輸出ビジネスへの取り組み事例等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、全体として2007年度1年間で2万5,000件以上の商談を提供し、分野別の目安を次のとおりとする。

(内訳) 繊維 5,500件
デザイン(地域伝統産品含む) 2,500件
機械・機器・部品 8,500件
コンテンツ 800件
食品 7,700件

さらに、輸出支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

〔2〕 在外企業支援

(1) 基本方針

① 海外進出日本企業をとりまく現状

日本にとって、世界の成長センターとして位置付けられる東アジア(日、中、韓、ASEAN10、豪州、ニュージーランド、インドの16カ国)のダイナミズムを活用することが肝要である(2006年6月;経済成長戦略大綱)。特にこの地域における日本企業及び日系企業の貿易・投資を拡大させることが、日本経済の成長維持につながる。

東アジア地域では日系企業の経済活動の拡大に伴い、デファクトの経済統合が進展している。これを制度面で支援するのが経済連携協定(EPA)であり、日本のEPAはシンガポール、マレーシア、フィリピン、タイとの間でEPAを既に締結済み・大筋合意・締結見込みである。この他ASEANと地域(マルチ)として交渉中など、東アジア各国とのEPA締結への動きが活発化している。

このうち北東アジア地域では日韓自由貿易協定(FTA)交渉は中断している。日中FTAの具体的動きは見られない。こうした中で、企業間では日中韓のビジネスアライアンスを今後とも促進していく必要がある。

また、中国では賃金の上昇、慢性的な電力不足、競争の激化、知財権侵害などのリスク要因の高まりが懸念されている。このため日系企業の「チャイナプラスワン」の動きが顕在化し、ベトナム等の中国の周辺国が受け皿として注目されている。

BRICsとして注目されるインドやロシアは、近年著しい経済成長を見せており、リスク分散の観点からも輸出先、投資先として日本企業の関心が高まっている。

② 今後の地域別事業方針

上記の現状を受けて、今後地域別に展開していく事業の方針は以下のとおり。

(イ) 北東アジア

日中韓のビジネスアライアンスを促進していくべく、日本企業及び域内日系企業に本地域における具体的なビジネスチャンスを生み出す場を提供する。

中国では、進出日系企業から人件費をはじめとするコスト増、電力・水不足問題、知財権の侵害や制度運用の不透明性など中国リスク対策情報へのニーズが依然として高い。このため、5ヵ所に設置済みの進出企業支援センターを引き続き運営する。さらに日系企業の抱える問題を日本大使館・総領事館、日本人商工会とともに中国政府に伝え、改善を求めするためのパイプ役を同センターが担うこととする。

また、我が国製造業及び進出日系企業の円滑な部品・部材調達に対するニーズも高いことから、日韓中産業交流会や逆見本市開催等これら企業のビジネス支援につながる事業を展開していく。

(ロ) ASEAN

本地域における日本企業及び域内日系企業が効率的に生産、販売、開発ネットワークを拡大させていくために、進展する FTA、EPA の情報や周辺国の情報を的確に提供する。併せて、当該地域での経済連携を意識し、域内経済交流の促進を目指した事業展開を図る。

また、企業の地域戦略が多様化していることから、ASEAN におけるビジネス環境や企業戦略の変化に応じ、ビジネス展開に必要な情報を一層タイムリーかつ幅広く提供し、支援していく。さらに、我が国企業の中国の周辺国に投資を分散させる「チャイナプラスワン」の動きに対応し、これらの国・地域の投資環境情報を日本企業に継続的、効果的に提供する。

(ハ) インド

経済の高成長が見込まれているインドに対する日本企業の情報ニーズが高まっている。そこで、かかるニーズに応えるべく、リテイン事業、BSC、アドバイザーなどの事業ツールを有効に活用し、ビジネス支援を行っていく。

(ニ) その他新興市場国

ロシアなど、今後の成長が期待される国々については、日本企業への情報提供などの支援を引き続き行う。特にロシアについては、2006年9月に派遣したロシア投資・ビジネスミッションのフォローアップを行う。

(2) 活動方針

上述の基本方針を受けて、各地域で①海外進出日系企業の活動円滑化支援（進出を検討中の日本企業支援を含む）、②知財権保護に関する事業を実施していく。

① 海外進出日系企業の活動円滑化支援（進出検討中の日本企業支援を含む）

(イ) 東アジア等海外進出日系企業の経営支援

東アジアにおいては FTA、EPA がいわゆるスパゲッティボール状態となっている。このため、EPA を利用してどのようなビジネス戦略を展開すべきかの判断材料を提供すべく、EPA アドバイザー、リテイン事業の専門家などを通じて積極的に FTA、EPA の情報収集を実施、企業に提供する。

また、アドバイザー、海外ビジネス・サポートセンター (BSC)、リテイン事業を有機的に連携させ、巡回相談、法務労務税務以外のリテイナーの活用などにより進出日系企業を総合的に支援する。なお、所期の目的をほぼ達成したと思われる BSC については、評価を行いつつ規模縮小を検討する。

(ロ) 進出企業支援センター

2005 年 4 月に中国 5 ヶ所に拡充した進出企業支援センターの活動を引き続き積極的に行い、「中国ビジネス相談はジェットロ」というステータスを定着させる。具体的には地方での巡回相談を強化し、新たな顧客開拓を図るほか、FAQ の作成などにより相談の効率化、質の向上を図る。進出日系企業の抱える問題については、各事務所での動きを在中國全事務所が共有し、現地政府に提言する等、現地の投資環境改善に資する活動に引き続き取り組む。

(ハ) 海外進出日系企業の第三国展開支援

東アジアでの外-外事業を展開し、中国 (華南)、ASEAN、南西アジアの間で情報共有、情報提供を行う。また、欧州においても、中東欧などの情報ニーズが高い地域を対象に外-外事業を展開する。

(ニ) 進出検討中の日本企業支援

国内においては、中堅・中小企業をはじめとする企業の東アジア、新興市場国への投資環境に関する情報ニーズに対応するため、機構主催のミッション派遣、投資セミナー開催などを通じて最新の情報を提供する。なお、これらの実施にあたっては、海外調査部や研究所との連携を図る。

② 知財権保護関連

知財権保護に関しては、海外知的財産に関わる基礎情報の提供、現地政府への制度改善要請と法執行能力構築支援、さらには、「国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)」、「コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)」、海外日系企業を組織化した「知的財産権問題研究グループ (IPG)」等の知財保護活動を支援する。2007 年度は、新たに、(イ) 国内の中堅・中小企業経営者層を対象とした海外知的財産問題対策グループの組織化、(ロ) 模倣品・海賊版問題に関わる国際連携の強化、(ハ) 中国以外の新興市場国・地域における知財保護活動の強化に取り組む。

こうした活動により、我が国企業の海外における知的財産権の保護、現地政府等への提言等による現地日系企業の事業環境の改善等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、在外企業支援事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評

価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

〔3〕国際的企業連携支援

（1）基本方針

我が国経済および産業の持続的成長を支えるためには、次世代を担う新産業の創出・強化を進めることが重要である。しかしながら、そのために必要な技術開発は、高度化かつ複雑化する一方で、成果実現に向けたスピードも同時に求められている。そのため、一国一企業単独の活動では限界があり、国際競争力を高めるためにも、国境を越えた産・学・官・地域等との連携を強化し、他国との相互発展的な関係の構築を加速させることが不可欠となっている。

そこで、政府が科学技術基本計画や新経済成長戦略などに掲げる戦略産業分野を事業実施対象分野と位置付け、特に、人材、組織などが充分でない中小・ベンチャー企業等を対象に、諸外国における優れた科学技術・産業技術情報の収集と発信を行っていくほか、国境を越えたビジネスアライアンスの形成、産業集積地間での国際連携促進に繋がる事業展開を図る。

さらに、将来的な国際連携に結び付けるべく、我が国企業が保有する研究成果や独自技術を世界市場へ発信し、政府の施策や機構が持つ国内外ネットワークをフルに活用しながら支援を行っていく。

（2）活動方針

第一期の中期目標期間においては、各地域での主要なイベントへの出展を通して国際交流を促進するための「場の提供」に主眼を置いて活動していたところ、第二期においてはこれまで展開していた「場の提供」に加えて、より具体的な企業連携案件および新規事業の創出に向けた事業展開を進め、最終的に当該分野が更なる成長を遂げるために必要となる重点支援の方向性（対日投資の促進、ないしは輸出の拡大）を見出し、対日投資支援ないしは輸出促進支援へと昇華させていくことを目的に、以下のプログラムを展開していく。

① 活動基盤整備プログラム

次世代を支える新産業の創出・強化に向けて効果的な産業交流・企業アライアンスの場を提供するためには、産業界等のニーズ把握を踏まえ、事業立案・運用に繋げていくことが肝要。

そこで以下のような取り組みを行うことで、産業界等のニーズに十分に対応した事業実施方針の策定や施策の充実に結び付けていくこととする。

- （イ）日本側の業界や企業ニーズ及び政府等の政策ニーズの把握を実施。
- （ロ）産総研やNEDO等との連携を通じた効率的な海外情報収集を実施。
- （ハ）主要国の最新技術開発動向及び国際標準作りに関する情報の収集と発信。
- （ニ）海外の大学等が有している技術を日本の企業につなぐための情報収集等を実施、今後の連携強化に向けた方策の策定を検討。

(ホ) 科学技術・産業技術分野等における人的ネットワークの更なる拡大。

② ハイテクベンチャー支援プログラム

我が国の新規産業創出の担い手となるベンチャー企業の育成を推進するため、海外での技術開発や海外企業との技術提携・業務提携を形成するためのノウハウ普及および啓発を目的としたセミナーや研修を実施するとともに、欧米のインキュベーション施設を活用して我が国ベンチャー企業等の育成にかかる活動を実施する。

③ ビジネスマッチング支援プログラム

バイオテクノロジー、IT、ナノテクノロジー、ロボット産業など、我が国の次世代を支える戦略産業において、海外企業との交流促進、双方向での貿易振興、投資交流等を喚起するための国際間産業交流や企業アライアンスの形成支援を、世界的なイベントへの参加や展示商談会でのビジネスマッチングを通して行う。

④ デファクト標準形成支援プログラム

我が国の研究開発成果には、技術水準の高さ・先進性にも関わらず、世界市場での応用・実用への展開戦略が不十分であることから、結果的に「良い研究成果」のみで終わってしまうケースが見られる。逆に、我が国発技術の世界市場でのデファクト標準化が出来れば、我が国産業界が世界市場で高い競争力を有することも可能となる。

そこで、実証段階にある技術（電子タグ（RFID）や情報家電分野での先進技術など）を、国際的な展示会や商談会で内外に示すことを通じ、外国企業との共同研究、技術提携を促進し、我が国発技術のデファクト標準化を目指すとともに、当該技術を核とした新産業分野の創出に繋げるための機会を提供する。

⑤ 地域間交流支援プログラム

我が国には、卓越した専門性や技術を有しながらも、未だ連携パートナーや販売先が国内に限定されているため、国際市場に進出していない中小企業群が存在する。

そこで、機構の持つ海外情報・ネットワークを活用し、これら中小企業の集積地が海外の集積地との産業交流（例：調査、ミッション派遣支援、有力企業招聘等）を通じ、企業間の国際連携促進や新製品・サービス開発などの新産業創出を目指す取り組みへの支援を行う。

⑥ 欧州における国際企業連携プログラム（ハノーバーメッセ）

世界最大級の国際産業技術見本市であるハノーバーメッセにおいて、2008年度（2008年4月）は、日本が「パートナーカントリー」となる。この機会を活用し、諸外国企業とのビジネスアライアンスの形成を図るために、2007年度と同メッセ（2007年4月）では、2008年度の本格出展に向けた準備として我が国企業・研究機関等が有する技術・研究成果等の広報展示を行う。

⑦ 有望技術情報の収集・発信（政府委託事業等の活用）

我が国の今後の具体的な産業政策立案のために必要な海外産業技術情報等の収集を行うとともに、我が国企業が保有する技術の活用を念頭に置いた経済協力案件等の形成を通じた、将来的な我が国企業と海外企業との国際連携の促進を、政府や業界団体等からの委託事業などを活用しながら行っていく。

(活用する委託事業の例：2006 年度実績)

- ・ 海外技術動向調査
- ・ 原子炉導入可能性調査支援事業
- ・ 石油資源開発等支援調査事業
- ・ 開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査
- ・ 地球環境・プラント活性化事業等調査
- ・ 業界団体等からの委託調査

こうした活動により、2007 年度 1 年間で 3,500 件以上の商談を提供するとともに、次世代産業や技術に関する我が国企業と海外企業とのアライアンスの形成、地域産業の国際交流による地域の活性化等の具体的なアウトカムの実現を図る。さらに、国際的企業連携支援事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。

3. 開発途上国との貿易取引拡大

(1) 基本方針

資源を持たない貿易立国である我が国の持続的発展のためには、世界経済が調和のとれた発展を持続し、開発途上国の自律的で持続的な経済成長を実現することが必要不可欠である。開発途上国の経済厚生を高めるためには、貧困削減や人道支援だけでなく、貿易投資による世界経済との関係深化が重要であり、WTO ドーハ開発ラウンドでも、「貿易を通じた開発達成」が唱えられている。

機構は、貿易・投資振興を通じて得たノウハウを活用し、開発途上国の経済を世界・日本市場に繋げることを目的に事業を実施する。

具体的には、開発途上国の産業育成及び東アジア等との経済連携促進のための制度整備・運用等に資する事業を多面的に展開し、日本と開発途上国双方にメリットをもたらす実効モデルの構築を目指す。事業の実施に際しては相手国の自助努力を踏まえつつ、対象となる開発途上国の産業レベルや日本企業の集積度、日本経済や日本政府のニーズを総合的に分析し、その国に最も適した事業を編成する。また、経済連携交渉で日本と当該国政府との間で合意された貿易・投資拡大に協力する事業の実施機関としての役割を果たす。

事業策定、実施の際に、機構は途上国支援の中核機関として、日本企業や現地産業界等のビジネスニーズや要望などをとりまとめて、在外公館、JICA、JBIC 等とともに関係実施機関間の連携を図り、開発途上国向け事業の効果・効率を向上させる。

なお、ビジネス界のニーズを的確に汲み取り、我が国の政策に沿った効果的な事業を実

施するために、政府受託事業や受益者負担など交付金以外の活動経費の導入にも積極的に取り組む。

(2) 活動方針

- ① 日本と東アジア等との経済連携促進に資する開発途上国の経済産業分野の制度整備・運用、産業人材育成協力を実施する。具体的には、(イ) 各種経済産業分野における制度整備、(ロ) 裾野産業育成支援など。
- ② 開発途上国の自立的かつ持続的な経済成長を実現することを目的に、開発途上国の中小企業等産業基盤育成支援などを実施する。具体的には、(イ) 輸出産業育成支援、(ロ) 中小企業育成支援、(ハ) 裾野産業育成支援など。
- ③ 環境問題への対応にも取り組み、開発途上国と日本経済、日本企業双方にメリットのある事業を実施する。具体的には、(イ) 環境・省エネ推進、(ロ) 京都メカニズム推進など。
- ④ 2005年12月に、WTOドーハ開発ラウンドの支援策として、日本政府が発表した「開発イニシアティブ」(LDCイニシアティブ)を踏まえ、後発途上国等産業育成支援強化事業の実施機関として、後発途上国等の製品の輸出促進を目的とした展示会の開催等を実施する。
- ⑤ 日本経済・日本企業への裨益を勘案しつつ、開発途上国の自助努力による日本国内での事業実施に際しては、併催セミナー開催、商談支援など側面的な支援を実施する。
- ⑥ 開発途上国支援機関の連携を進める際に、日本企業及び現地進出日系企業ニーズを把握し、ODAタスクフォース、経済産業技術協力会議などで国別の事業実施や援助方針に反映させる。個別事業実施に際しても関係機関の連携による相乗効果を図る。

【地域別重点事業方針】

<アジア地域>

EPA交渉が合意に達したタイ、マレーシア、フィリピンについては、政府間で合意した当該国企業、日本企業双方向でビジネスチャンスが創出されるような貿易・投資拡大に協力する事業を編成し、途上国とのWin-Winの関係構築を目指す。現在EPA交渉中のインドネシア、今後交渉入りが見込まれたベトナム、インドについては、EPA交渉を意識した産業競争力の強化、裾野産業の育成、人材育成、投資促進といった支援事業を組み立てる。

日本企業の東アジア地域大での活動に対応すべく、物流円滑化支援、アジア貿易振興フォーラム(ATPF)事業など、広域事業を実施する。

進出日系企業の集積がある国・地域においては、日系企業に資する裾野産業育成支援を行い、後発ASEAN加盟国(CLMV)等については中小企業支援や輸出産業育成支援なども行う。

2007年度から貿易投資円滑化支援事業が公募型政府委託事業へ移行するに際し、重要な事業ツールとの認識の下、公募などに積極的に対応する。

<中南米地域>

ブラジルなど有望なCDMプロジェクトのある国においては、引き続き京都メカニズム推

進事業を実施する。具体的には CDM プロジェクトの情報収集と日本側企業等需要者に個別に情報提供するとともに、これら企業等による現地活動を支援していく。その一環として一部の国においては現地商談会の開催も検討する。また日本の省エネ技術の導入による CDM プロジェクトの形成支援にも引き続き取り組む。同事業実施に際しては、関係機関との連携や他関連事業との有機的な連携にも配慮する。

バイオ燃料に関わる日本の関係者の理解促進に資するため、ブラジルのエタノール燃料の実態を視察するミッションを現地に派遣する。

新興市場 BRICs のブラジル、日本と EPA を締結したメキシコ、現在 EPA 交渉中のチリなど重点国を中心に、産業競争力の強化、裾野産業の育成、人材育成、投資促進、環境・省エネ促進といった貿易・投資拡大に協力する事業への取り組みを強化する。

日本企業の関心を踏まえ、開発輸入案件を積極的に発掘し支援する。

<アフリカ地域>

LDC イニシアティブを踏まえ、輸出産品の育成を目的とした産業育成支援、展示会の開催等を検討する。

日本企業の関心を踏まえ、開発輸入案件を積極的に発掘し支援する。また南アフリカを中心に京都メカニズム推進事業にも取り組み、有望 CDM 案件の発掘と日本側関心者への情報提供に取り組む。

アフリカ最大の経済規模を有し、積極的にアフリカ域内への開発、投資を行っている南アフリカとの経済関係を強化するために、南ア政府より支援が求められている産業育成支援事業を、日本企業のニーズも考慮しながら実施する。

<中東・北アフリカ地域>

中東の産業育成のモデルケースとして、エジプト輸出振興センター (EEPC) の輸出振興プログラム支援事業を継続して実施する。

イランは、市場規模が大きく、国内産業に水準の高い企業が存在し、我が国エネルギー政策上の重要国でもあることから、現地カウンターパートと組んだ中小企業育成事業など産業育成支援事業を実施し、ビジネスチャンスを創出する。

こうした活動により、国際政治及び経済の動向を反映した政策ニーズに基づく事業を機動的に実施し、商談目的の事業については 2007 年度 1 年間で 2,150 件以上の商談を提供するとともに、開発途上国との貿易取引拡大事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。合わせて、支援対象国の輸出産業の成長、東アジア等における経済制度の整備・運用改善等の具体的なアウトカムの実現を図る。

4. 調査・研究等

〔1〕調査

(1) 基本方針

- ① 海外事務所のネットワークや現地人脈を通じて、迅速・機動的な情報収集を行い、世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向を的確に調査・分析する。こうした調査・分析を通じて、「新経済成長戦略」、「グローバル経営戦略」等国の政策遂行に寄与することを目指す(「政策との一体性・同時性」)。さらに、調査・分析を通じて、国の政策遂行のベースとなる我が国企業の国際事業展開に貢献することに重点を置く。
- ② 「政策との一体性・同時性」の観点から 2007 年度においては、ASEAN+6 の EPA (CEPEA : Comprehensive Economic Partnership in East Asia) などを通じて「東アジア経済圏を日本のイニシアティブで質の高い市場経済圏にする」(新経済成長戦略) という政府方針に貢献する調査を実施する。研究所と連携して、東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) の設立に貢献する。
- ③ 東アジア経済圏には我が国企業の生産ネットワークが構築されており、このネットワークは EPA 網の整備などを通じてさらに強化される。こうした経済圏に関連する貿易・投資・産業情報、さらには注目されるトピックなど、我が国企業の経営判断に役立つ調査を充実させる。
- ④ 上記を踏まえ、東アジア経済圏を 2007 年度の調査の最重要地域とする。機構としては、東アジア経済圏を中国とその周辺国・地域(韓国、台湾、極東ロシア、モンゴル)に ASEAN、インド、オセアニアを加えた地域と捉える。外資系企業進出が著しいロシアも最重点調査対象地域とする。
- ⑤ また、プライオリティ付けから言えば、日本経済と密接な関係を有する北米、欧州も情報収集・調査の重点地域とする。このほか、南ア、UAE、ブラジルについては、アフリカ、中東、中南米地域のビジネスの拠点 (Gateway to the Region) との観点から情報収集・調査を強化する。
- ⑥ 我が国企業が求める事業環境改善に関する調査を実施し、諸外国政府への提言に結びつける。さらに、調査を基点としてセミナー、ミッション派遣、展示会開催などの事業実施に貢献する。
- ⑦ 調査と情報発信・提供を一体的に実施する。調査結果を海外政府関係者、有識者等向けに発信し人脈形成を図るとともに、我が国の政策決定権者、大企業経営者、中小企業経営者、有識者等の各セグメンテーションに応じた情報提供を充実させる。
- ⑧ 出版、メールマガジン、ウェブサイトに加え、講演会・セミナー、記者発表、映像などを通じた調査の普及啓蒙を強化する。
- ⑨ 海外情報の収集・調査に不可欠なのはいうまでもなくヒト(人材)であり、育成すべき人材像を設定し、業務遂行プロセスを通じた on the job ベースでの専門家育成を目指す。
- ⑩ 上記基本方針を達成するため、基盤強化を図る。具体的には、海外調査部では 2006 年度に引き続き、課を越えたチーム編成を行う。2007 年度は、環境・エネルギー、中国の国際戦略などのチーム編成を検討する。さらに、広域調査員 (ブリュッセル、サンフラ

ンシスコ、バンコク)の活用を深めるとともに、海外事務所調査担当者の広域調査実施体制を構築する。

(2) 活動方針

- ① 「東アジア経済圏を日本のイニシアティブで質の高い市場経済圏にする」という我が国の政策課題の実現には、日中間の経済関係の強化と ASEAN 総体としての競争力強化を同時に推進する必要がある。日中経済関係強化に関しては、2007 年度初めに経済産業省が策定予定の中長期ビジョンを踏まえ、両国間経済関係のさらなる深化に資するための「日中経済連携研究」を、研究所と共同研究の形で、2007 年度も引き続き実施する。ASEAN の競争力強化に貢献するために、ASEAN に対する客観的なビジネス環境評価としてとりまとめ、各国でのビジネス環境整備や投資誘致活動の改善を促す調査と CEPEA 構築に向けた協力を実施する。
- ② メコン地域投資環境視察ミッションに関連して、メコン地域総合現況調査を実施する。
- ③ 東アジアの事業重点国であるインド、インドネシア、ベトナムについては、国別戦略の策定を踏まえた調査を実施する。
- ④ 資源への依存度が高いロシア経済を工業分野やサービス分野にも多角化させることは、ロシアの安定性向上に寄与するものであり、また我が国企業のビジネスチャンスの拡大につながる。これを踏まえ、日本・ロシアの専門家対話等を通じて情報収集・分析を行う「ロシア経済の多角化支援に関わる調査」を実施する。
- ⑤ (イ) ビジネスリスク、(ロ) ビジネスチャンス、(ハ) ビジネスモデル(競合国・企業調査)、(ニ) 経済連携の 4 つの視点から、我が国政府の通商政策や我が国企業の国際ビジネス展開に資する調査を行う。具体的には、「中国の国際戦略と東アジア経済圏への影響調査」、「北米産業マップ調査」、「欧州産業マップ調査」、「米国の FTA 交渉にみられる産業インタレスト調査」、「ブラジル・バイオエタノール調査」、「中東・北アフリカ主要国自動車・同部品産業調査」などの調査を行う。
- ⑥ 経済連携関連については、我が国の EPA の円滑な交渉(将来の交渉可能性を含む)や締結済みの協定に定められたビジネス環境改善に資する調査を、経済産業省と連携して行う。
- ⑦ 海外事務所のネットワークや現地人脈を通じて調査・分析した世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向は、「通商弘報」(日刊)、「ジェトロ・センサー」(月刊)、「ジェトロ貿易投資白書」(年刊)を通じて公表する。これらの定期刊行物の購読者に対して「役立ち度」に関するアンケートを実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合を 7 割以上とする。
- ⑧ 政策決定権者向けに海外の政治・経済・産業等を分析したレポートを作成する。
- ⑨ 我が国企業の海外事業展開戦略策定の参考とするため、「海外進出総合調査」、「海外事業活動調査」を実施する。実施にあたっては、情報の精度の向上とともに効率化に努める。これら調査で判明した我が国企業が直面する事業環境上の課題について、当該外国政府に改善を提言する。
- ⑩ 「ジェトロ海外情報ファイル」(J-File)を通じて世界各国の貿易・投資に関する基礎的な情報を幅広く提供する。J-File へのアクセス件数(ページビュー)は 2007 年度 1 年間で 800 万件以上とする。

- ⑪ ミッション派遣、大型展示会開催などの機構の重要事業実施にあたっては、関連する国・地域の貿易・投資・産業情報を取りまとめ、参加企業に情報提供し事業成果に貢献するとともに、通商弘報、セミナー、シンポジウムなどを通じて幅広く広報する。
- ⑫ 日本企業の海外ビジネス支援の観点から、海外における最新の展示会情報や見本市業界の動向に関する調査等を行う。
- ⑬ 農林水産物については、特に輸出促進の観点からアジア諸国をはじめとする地域的な視点により、海外有望市場調査を強化する。日本の食料貿易の主要国における需給動向・貿易制度等の調査を行う。また、政府や業界団体等からの委託事業などを活用しながら、海外の農林水産物の生産・価格・農業施策および貿易動向に関する調査を行う。
- ⑭ 出版、電子媒体に加え、講演会、セミナー、シンポジウム、記者発表などを通じた、調査の普及啓蒙を強化する。海外調査部に部横断的組織として成果普及チームを設置する。調査結果の我が国企業等に対する情報提供方針については別掲参照。セミナー・シンポジウムの参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を7割以上とする。
- ⑮ 調査結果を英文化し情報発信を強化する。特に、日本の視点から見た東アジア経済圏、我が国のEPA・FTA戦略、我が国企業の国際展開などの調査報告を英文化し、日本の立場・魅力・貢献の対外広報の一助とする。
- ⑯ 顧客が求める情報（ニーズ）に応じた調査を行うため、通商弘報やジェトロ海外情報ファイルのログ分析、セミナーのCS調査、貿易投資相談案件DB（TIC）、日々の問合せ、機構利用者のアンケート結果等によって、我が国企業の情報ニーズを把握し、それを調査に反映させる。
- ⑰ 調査のアウトカムとして、（イ）わが国政府の政策実施に貢献した事例、（ロ）調査結果を、わが国企業がビジネスに結びつけた事例、（ハ）調査結果を相手国政府に提言した結果、事業環境改善が図られた事例、（ニ）マスコミ等を通じて調査結果が広く広報された事例を収集する。
- ⑱ 政府、業界団体等からの受託調査が一般公募に移行している。これら受託調査については、機構の専門性や海外ネットワーク等の強みが活用できるかを勘案し、機構全体の方針に沿って応札を検討する。

<別 掲> 調査結果の我が国企業等に対する情報提供方針

- （1）情報収集・調査と情報提供の一体化の観点から、海外調査部内に特別チーム（成果普及チーム）を設置する。同チームは、講演会・セミナーを最低月1回以上アレンジする。
- （2）テーマ調査については、原則記者発表を行い、メディアを通じた情報提供を強化する。
- （3）業界団体等からの講演会・セミナーへの講師派遣依頼、原稿執筆依頼については、調査結果の情報提供の重要な手法としてとらえ、原則として業務の一環として対応する。
- （4）情報感度の高い中小企業関係者を Friends of JETRO Research として取り込み、経営判断に資する情報を提供するとともに、情報ニーズ把握のためのネットワークと

して活用する。

- (5) 出版物：定期刊行物として、「通商弘報」（ウェブ＋メール）、「ジェトロセンサー」、「ジェトロ貿易投資白書」、「アグロトレード・ハンドブック」、「Food & Agriculture」、「トレードフェア・ワールド」を制作・販売する。「通商弘報」は、原稿入稿から記事掲載までの時間短縮を引き続き図っていく。特定テーマの調査結果は単行書（有料出版）を通じた普及を目標とする。単行書作成にあたっては採算性を重視し、オンデマンド出版も活用する。
- (6) メールマガジン：「American New Policy」（米国）、「ユーロトレンド」、「ロシア NIS 情報」、「カルタ・デ・ジェトロ」（中南米）、「中東アフリカ・メールニュース」を作成し、地域毎に関心を持つ企業関係者に情報提供する。これらメールマガジンを通じた我が国企業とのネットワーク構築を検討する。「J ファイル新着お知らせメールマガジン」はウェブサイト等への顧客導入ツールとして活用を図る。一方、「ワールド・インフォトレイン」は、通商弘報や出版物の販促と同時に広告掲載媒体として活用を図る。
- (7) ウェブサイト：月間 150 万人前後のサイト訪問者数があり、機構としては映像メディアと並び、最大級のメディア。上記のメルマガやテレビ放送、出版等との効果的な連携を図り、情報発信力を強化する。特に国・地域別ページを効果的に活用し、特定の国や地域に関心を寄せる顧客を確実に囲い込む。
- (8) データベース：「ジェトロ海外情報ファイル」（「貿易投資相談 Q & A」を含む）、「J-Messe」等を効率的に運営する。内容の充実等を図ることによりアクセス件数の増加を図る。
- (9) 映像媒体（「世界は今」）：調査や事業成果の普及を幅広く図る上では効果的なメディアである。番組を活用することでより多くの関心層にアピールするとともに、ウェブや出版物、あるいはセミナーや展示会などの在来型ツールへの顧客の誘導を図る。

機構本部の実施する調査・研究結果は、定期刊行物等を通じて普及させ、民間分野の調査での活用を促し、同調査との連携、相互補完を図る。定期刊行物の購読者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。

〔2〕 研 究

【開発途上国研究】

（1）基本方針

第一期中期目標期間は、「東アジア域内の経済発展に向けた調査研究」に重点を置くと定められていることを踏まえ、「東アジアの地域統合」に関する研究を重点的に実施してきた。第二期中期計画では、現下の世界情勢を鑑み、「中国総合研究」、「インド総合研究」、「東アジアにおける地域統合」、「貧困削減と開発戦略」を重点研究とし、重点的に資源を投入し政府・産業界・学界等の各層ニーズに幅広く対応する。特に「東アジアにおける地域統合」

についてはERIAを中核として海外研究者との議論を深めながら政策提言を行う。

なお、研究所では世界最先端の理論研究を押さえながらも引き続き現地に軸足をおいた調査研究を行い、英文発信を充実させ、世界水準の研究所を目指している。そのため2005年度から研究体制、人材育成などについて全組織的に検討してきた。研究会制度の改善、英文論文の投稿等を促す個人研究の促進、博士号取得の支援などを打ち出し、一部を2006年度中から実行に移しており、2007年度は全面的に実行する。

また、国際機関、国内外の大学・研究機関、研究者との研究交流促進及びネットワークの強化を図り、研究の質の向上と研究所の存在感の増大に資する。

(2) 活動方針

① 重点研究

(イ) 中国総合研究

中国がアジア、世界経済における存在感を高める一方で、国内においては急速な経済発展に伴う種々の問題が顕在化している。研究所は、中国自身が抱える問題の実態を分析し、今後の経済発展、政治変動に関する中長期的な展望と、内在するリスクの評価を試みる。

(ロ) インド総合研究

インドは安定した経済成長を遂げてきた一方で、地域格差が拡大し、後発地域では依然として貧困が深刻な問題となっている。格差の拡大やグローバル化がもたらす急速な変化によって、政治問題や社会問題も生じている。今年度は経済成長の諸条件と民主主義体制に焦点を当て、それらを総合的かつ体系的に分析する。

(ハ) 東アジアにおける地域統合

東アジアでは、FTAやEPAの締結が進み、制度と実態の両面で経済統合が急速に進展している。統合に伴う貿易や投資の自由化は、アジア地域全体の経済成長を加速する一方、域内諸国間や国内地域間、外資系・国内企業間の格差を助長することが懸念されている。研究所は、域内の産業・貿易構造の変化や部品調達網の展開、産業集積形成等に注目し、地域統合に伴う諸問題を多角的に分析する。

(ニ) 貧困削減と開発戦略

開発途上国における貧困削減に長期的視野を持って取り組むためには、マイクロ・ファイナンス等の新しい制度的枠組みと貧困削減という政策目標とを密接に関連づけることが必要である。その上で、これまでの貧困削減の議論から取り落とされがちであった社会的弱者と、紛争後の平和構築に、分析の光を当てる。

② 経常研究

経常研究は中期計画の期間を越えて長年研究所が実施してきた研究事業である。基礎的なアジア諸国の政治経済動向分析や、マクロ経済予測、貿易統計の整備、国際産業連関表の作成などを引き続き実施する。

③ 基礎研究

①、②のほか、基礎研究は「企業改革と産業振興」「農村における制度・組織の変貌」「政治的安定のための制度構築」に関するテーマを優先しながら実施する。2007年度から研究者個人の執筆能力の向上を目的とした個人研究を大幅に拡充し、内外の著名ジャーナルへの単著論文の投稿等を促す。

(イ) 企業改革と産業振興に関するテーマ

開発途上国では、国営企業を通じた産業育成が隘路に逢着する例が少なくない。また、市場の急速な変化や新たな投資先の登場、多国籍企業との提携など、開発途上国企業が改革を迫られる場面が多くなっている。これら変化に対応した新たな産業振興策も模索され始めている。研究所はこうした状況に鑑み、開発途上国での国営企業改革、経営与件の変化に対応した民間企業の改革、そして新たな産業振興のあり方について検討を加える。

(ロ) 農村における制度・組織の変貌に関するテーマ

経済成長やグローバル化の進展、政治体制の変化など、一国全体の政治・経済・社会の変動に伴い、農村のレベルでも制度や組織の再編が絶えず起こっている。より効果的な援助を実施するためにも、このような制度・組織の現状を把握することは極めて重要である。研究所は、農村の制度や組織の詳細な実態調査を通じて、途上国の農村における制度・組織の変化が、生産性、社会関係、貧困へ与える影響について探る。

(ハ) 政治的安定のための制度構築に関するテーマ

開発途上地域では民族や宗教の異なる多元社会が一般的であり、そこで政治的安定を担保するためには、複雑な利害関係を調整する制度が必要となる。そうした政治制度を探るには、現実の政治力学を多面的に分析し、そこに関与するアクターや制約条件を解明しなければならない。研究所は、開発途上地域における政治の動きを分析し、関連する諸理論の検討を踏まえつつ、望ましい政治制度のあり方を考察する。

④ 機動研究

国民の関心の高い課題、緊急発生的な問題に随時対応し機動的に調査・研究を実施するとともに、その成果を迅速かつ的確に、多様な手段を用いて発信していく。研究課題は随時設定する。

⑤ 連携研究

研究所と大学、研究機関、地方自治体等が開発途上国に関する諸問題について研究課題を設定し、双方の知見を活かした共同研究を実施する。

⑥ 受託研究等

政府各機関、民間企業等からの受託研究を実施するとともに、科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得を目指す。

⑦ バンコク研究センターにおける研究

ERIA の設立構想の実現へ向けて積極的に貢献する。具体的には、バンコク研究センターで各国研究機関と地域統合に資する研究テーマを選定して調査研究を行い、政策提言機能を確立する。

研究成果については、外部専門家の査読による評価を行い、5 点満点の総合評価で平均 3.5 点以上を確保する。

⑧ 海外研究員制度

国際機関、海外の大学・研究機関に研究者を派遣することにより研究ネットワークを拡大・強化、研究交流の促進を図る。研究者の海外派遣は、研究交流のみならず研究者個人のキャリアパスにとっても重要なため、引き続き派遣候補者の研究計画については事前評価を実施する。

⑨ 海外客員研究員、短期受入研究者、インターンシップ

海外客員研究員については、地域のバランス、研究分野、研究所事業への貢献などを基準に選考し、研究交流、ネットワーク強化に役立てるとともに魅力的なプログラムを提供することで客員研究員自身にとっての満足度を高める。また他機関の財政負担、要請による短期受入研究員、海外インターン生を受け入れ幅広く研究交流を行う。

⑩ 国際会議等への参加・発表の促進

研究者の学会、国際会議への参加、Global Development Network (GDN) 等での研究発表を奨励し、世界的な発信と研究交流を推進する。

【成果普及】

(1) 基本方針

調査研究の成果について、その目的（政策形成過程における政策官庁の選択肢の拡大への寄与、途上国理解の促進、学術水準の維持・向上）、対象（途上国研究者、政府、内外経済協力機関、ビジネス界、学生等）、手段（出版、セミナー・講演会、ウェブサイト）別に整理し、最も効果的な成果普及を行うとともに、成果普及手段の高度化を図る。なお、本部広報課と連携しながら研究所の活動のPRにプレスリリース等、外部メディアを積極的に活用する。

(2) 活動方針

① 出版

出版物の品質を維持するため、引き続き全ての有料出版物は査読を経た上で出版する。国内外の外部出版社から出版するものについても同様とする。英文機関誌は全てのバックナンバーを Blackwell Publishing のウェブサイトにもホスティングすることにより、雑誌としての知名度向上を目指す。また、海外への成果普及を拡大させるため、海外出版社を通じた英文単行書の出版を強化する。和文単行書では、学術書として定評のある「研究双書」

とともに、国内での途上国理解の裾野を広げるため「アジア研選書」(啓蒙書)の出版を進める。

② ウェブサイト

ウェブサイトを内容、更新の両面で充実させ、効果的な情報発信を行う。調査研究(テーマ)情報、研究者情報、出版物(書籍、報告書、レポート)情報の充実を図るほか、一定期間を経過した有料出版物の全文情報公開の定着を図る。ウェブサイトによる情報発信の効果測定するとともに、アクセス・ログ解析を高度化させ、ウェブサイトの分析と改善の循環を確立する。アクセス・ログ解析の結果について検証し、英文ページ(内容及び構成)の改善を図る。2006年度に新設した多言語ガイドページ(中国語を含む6ヵ国)の定着を図り、コンテンツを検討する。

③ 講演会・セミナー・国際シンポジウム等

成果普及を戦略的に実行するため、研究所主催により「夏期公開講座」や「専門講座」を開催する。また、関心(テーマ)や対象(参加者)ターゲットが明確なものを優先し、他の組織との共催セミナーを開催する。学術水準の維持・向上及び広報・PRを目的として、国内外にて外国人研究者等を対象とするセミナー・講演会を開催する。

世界銀行、朝日新聞との共催シンポジウムを引き続き開催する。その他にもアジア開発銀行、国連等外国機関、国内外著名大学等との共催による国際シンポジウム、セミナー、研究会ベースの国際合同セミナー、など多彩な活動を通じ研究所のプレゼンスを高めていく。

④ 賛助会員制度

賛助会員へのサービスを拡充させる方向で検討を進める。

⑤ 発展途上国研究奨励賞

日本の開発途上国研究の水準向上と若手研究者の研究奨励を目的に、途上国研究に関する優秀図書、論文を選定、表彰する。2007年1~2月で募集、6月までに選考終了、7月に表彰式を予定。

⑥ ERIA 支援に関わる成果普及

バンコク研究センターにて行われる研究活動の成果を調査研究報告書としてとりまとめるとともに、アセアン事務局を通して東アジア経済大臣会合等へ政策提言を行う。また、各国と共同で講演会・セミナー、国際シンポジウムを、日本を含むアジア各国で開催する。

これらの活動を通じ、調査・研究成果を国民に広く還元するという観点から、出版、セミナー、ウェブサイト、映像、面談等を通じて、政策決定権者、企業関係者、有識者、学界など各層のニーズ・特性に応じて成果の普及を図っていく。セミナー・シンポジウムの参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。研究所のウェブサイトへのアクセス件数(ページビュー

一) は、2007 年度 1 年間で 600 万件以上、論文のダウンロード数を 2007 年度 1 年間で 130 万件以上とする。

【開発専門家の育成】

(1) 基本方針

開発スクール（アイデアス:IDE Advanced School）において、途上国の経済・社会開発に寄与する高度な知識を有する開発専門家を育成し、途上国研究に関する研究所の豊富な蓄積を社会に還元する。

(2) 活動方針

- ① 日本人研修事業については進学・進路指導を強化するとともに、修了生・援助関係機関等に関するデータベースを整備し、開発関係ネットワークを活用して、国際機関・開発関係機関への就職活動のバックアップを積極的に行う。また、講師陣、修了生等を活用し、アイデアスのテキストをベースにした出版物の刊行、開発問題セミナーおよび都心での専門講座、模擬講義を行う。
- ② 外国人研修事業は LDC（後発開発途上国）からの受け入れを促進する。また、修了生に対するフォローアップセミナーを行うとともに、修了生の帰国後の現況を調査、データベースを整備、海外での活動状況もホームページ等で紹介する。なお、本プログラムを通じ、各国の関係行政機関と研究所、海外事務所及び援助関係機関とのネットワークを強化し、現地での事業活動促進に寄与する。

これらの活動を通じ、内外の研修生に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。

【研究所図書館】

(1) 基本方針

我が国における開発途上国研究のインフラとして、紙媒体を中心とした図書資料の収集、整備と、電子媒体による資料・情報の収集、整備、提供を総合的に行う図書館を目指す。また、専門図書館としての情報発信を行い、利用度の向上と利用者からの高い満足度の確保を目指し、次の点に配慮した資源配分を行う。

(2) 活動方針

- ① 開発途上国の経済、政治、社会に関する基礎的な資料・情報を収集・整理し広く国内外の研究者などに開放・提供するため、2003 年 3 月に作成した「資料収集方針・選書基準」に基づき資料収集を効率的に行い、迅速な整理・提供を行う。この際、電子資料についても積極的かつ効果的に収集・提供する。
- ② 来館者、遠隔地利用者及び非来館利用者の利便性を高め、蔵書の利用度を向上させ、2007 年度は年間 3 万冊程度の利用冊数を確保する。このため、タイムリーに図書館を広報し、また新着アラートサービス（希望雑誌の最新号到着情報・希望分野の新着資料情報の配信）、都心の本部ビジネスライブラリーに設置したサテライト、図書館相互貸借制度の

活用等によるサービスを展開する。

- ③ 図書館利用者に対するサービスを充実させるため、以下の取り組みを行う。
- (イ) 2006 年度公開した「アジア動向データベース」、「アジ研出版物デジタルアーカイブス」、「近・現代アジアの中の日本」など、図書館デジタルアーカイブスについて、利用者からの要望・意見を反映させるとともに、関係各部と連携し、より利用しやすく、安定したシステムとして稼働させる。なかでも、「アジ研学術研究リポジトリ」(ARRIDE) は、役職員等の質の高い研究成果を国内外に向けて発信するものであり、研究所を世界レベルにするためのツールとして有効である。
 - (ロ) 途上国研究の専門図書館として機能させるため、図書館職員セミナーなど各種研修や海外の資料情報調査を通じて、図書館職員の専門性を向上させる。
 - (ハ) 資料劣化調査、書庫環境調査を踏まえ、将来に向けての利用者サービスの観点から図書資料の脱酸化処理など保存劣化対策を実施する。
- (ニ) ウェブサイト等を利用した図書館からの情報発信活動を積極的に行うとともに、国立国会図書館、国立情報学研究所等の関係機関・団体との連携の下でサービス向上のための取り組みを行う。
- (ホ) 利用者アンケート、ご意見箱、懇談会などを活用して、顧客の満足度や利用者ニーズを引き続き把握し、業務改善に資する。

これらの活動を通じ、2007 年度 1 年間の資料利用冊数を 3 万冊以上とする。また、図書館の利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。

〔3〕情報発信

(1) 基本方針

- ① 機構は諸外国において、政府と民間双方に足場を置く機関としての評価が定着している。こうした評価を活用して、日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージを発信することにより、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与する。
- ② 我が国企業の東アジアにおける国際事業ネットワークの進展などから、欧米諸国は日本を含む東アジア経済圏を一体としてとらえている。さらに、米国は APEC や FTA 交渉などを通じて、EU はパートナーシップ協定や FTA の交渉を通じて、東アジアとの関係を強化しつつある。したがって、東アジアの政府関係者、産業界、学界にとどまらず、欧米も東アジア経済圏をテーマとした情報発信の対象とする。
- ③ 調査と情報発信・提供を一体的に実施する。海外の政府関係者、有識者、企業経営者等との人脈形成を図り、調査の重要な情報源としても活用する。一方、我が国においては、政策決定権者、大企業経営者、中小企業経営者、有識者等の各セグメントに応じた情報提供を行い、調査のニーズを把握する。
- ④ 2008 年サラゴサ国際博覧会(スペイン)、2010 年上海国際博覧会(中国)など国際博覧会への日本政府参加(ナショナルプロジェクト)を積極的に支援することにより、我が国の

ライフスタイル・価値観・文化や最先端技術を発信していく。

2. 活動方針

- ① 「東アジア・セミナー」を米国（ワシントン）で、「日中ビジネスアライアンスシンポジウム」を中国（北京）において引き続き開催し、東アジア経済圏における日本の立場・貢献について定期的に情報発信する。加えて、2007年6月に韓国（ソウル）で開催される日韓中産業交流会の併催事業として、「日韓中企業アライアンスセミナー」を開催する。
- ② 日中間の対話促進と企業間のビジネスマッチングを目指し、「日中経済討論会」を引き続き開催する。これに加え、日中間の相互理解を促進するため「日中専門家対話」を開催する。さらに、世界経済に日中米3カ国が占める重要性に鑑み、これら3カ国の経済問題への共通認識を醸成するとともに、日本の重要性や中国との相違点等を米国に情報発信するため、「日中米経済ワークショップ」を開催する。
- ③ 東アジア諸国からジャーナリスト・有識者を招聘し、我が国有識者との意見交換や企業訪問などを通じ、我が国経済の現状や東アジアにおける経済連携に果たす我が国の役割について理解促進を図る。
- ④ 調査結果を英文化し情報発信を強化する。特に、我が国のEPA・FTA戦略、我が国企業の国際展開など東アジア経済圏に関する調査結果を英文化する。
- ⑤ 政府首脳、政策立案に影響のあるエコノミスト・研究者、マスコミ関係者、ビジネスリーダー等の人的ネットワークを構築・拡充し、機構の活動、日本の立場・貢献・魅力などについての情報発信に努める。また、調査・事業成果を有効に活用し、セミナーや記者との面談などを通じた情報発信を行う。情報発信のアウトカムとして、現地マスコミ報道を重要な指標の一つとする。
- ⑥ 本部において、在日外国プレス懇談会の開催や取材協力を引き続き実施するとともに、同プレスに対する情報発信を強化する。外国人プレスとのネットワーク構築などを目的に、海外調査部内に情報発信チームを組織する。
- ⑦ 2008年サラゴサ国際博への日本政府出展準備を推進する。また、2010年上海国際博については、上海センター内に設置した「上海国際博覧会情報センター」を拠点として関連情報を収集し、日本政府及び関心日本企業等へ提供するとともに、経済産業省の「有識者懇談会」及びその下に設けられた2つの専門部会に参画し、日本政府の参加を支援する。
- ⑧ 海外で開催される主要な展示会に機構のブースを出展し、実機、パネル、映像媒体等を活用した情報発信を行う。我が国の経済、産業、技術、投資環境といった従来から取り扱っているテーマに、我が国のデザインの発信を加える。
- ⑨ グローバルな経済関連国際会議や有効な二国間会合に理事長・副理事長を始めとする役員等が参加し、そこに集った有識者・オピニオンリーダー等に対して直接情報発信を行う。

こうした活動により、セミナー・シンポジウムの参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

〔4〕貿易投資相談

（1）基本方針

- ① 貿易投資相談業務とビジネスライブラリー運営を通じて、個別企業の国際ビジネス展開を支援する。
- ② 受益者負担を基本としたビジネスサポートサービスの一層の普及を図りビジネス具体化のための各種個別支援を実施する。
- ③ 事業実施に当たっては、引き続き高い顧客満足度の獲得を目指すとともに個別・具体的なお役立ち事例の把握・収集に努め、サービスの向上を図る。
- ④ 貿易投資相談が機構の顧客対応の最前線であることを認識し、相談を通じて把握する企業ニーズを他事業の展開にも繋げるべく組織内の情報共有を強化する。
- ⑤ 貿易投資相談への対応の質的向上のため、職員に対する各種研修を実施するとともに貿易情報センター等への情報提供を行う。
- ⑥ 人材育成事業については、事業を実施するとともに、貿易実務オンライン講座事業以外について廃止・外部化に向けた諸準備を行う。

（2）活動方針

- ① 貿易投資相談業務については、制度・市場情報等の一層の整備・蓄積を図り、公平性や信頼性を保持しつつ、企業の個別ニーズに合致した的確な対応を行う。世界の成長センターとして企業の高い関心を集めている東アジアを中心に、アドバイザーの配置を含めた個別ビジネス支援のための体制整備を引き続き行う。
- ② ビジネスライブラリーは、日本企業のみならず対日投資を行う外国企業、また、組織内利用者のニーズを反映した資料および電子情報の収集・提供を行う。ウェブ上のコンテンツの充実、アジ研サテライトの活用、積極的な広報活動により利用者の拡大を図る。加えて、地方貿易情報センターのビジネスライブラリー分館指定を踏まえ、地方貿易情報センターへの必要な支援を行う。
- ③ 貿易実務オンライン講座については、従来の「基礎編」、「応用編」に加え、新規プログラムである「英文契約編」について受講を促進する。引き続き受講料による100%受益者負担で事業を運営する。以上により、4,440人以上の受講者数を確保する。

これらの事業を通じて、サービスの利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

- ④ 東アジアを中心としたEPA締結の進展を踏まえ、日本企業によるその活用を促進するため、原産地証明取得に関する手続きやEPAを活用した海外での事業展開方法についてセミナーを開催するほか、ウェブによる特惠関税率情報等の提供や個別面談によるきめ細かい情報提供・支援を行う。
- ⑤ 中国ビジネス相談デスクについては、中国政府による外資優遇措置の見直し議論や中国各地で異なる投資環境等を踏まえ、対中ビジネスのリスクも含めた的確な情報提供・助

言を行う。このため国内外の関係職員・アドバイザー間の情報共有を進展させる。

- ⑥ 貿易情報センターが設置されていない地域での貿易投資相談・情報提供ニーズに対応するため、全額自治体負担による地域貿易投資相談支援事業（情報デスク）を引き続き実施する。また、貿易投資アドバイザーが常駐していない貿易情報センターを中心に、ジェトロ認定貿易アドバイザー等を活用した巡回個別相談を行う。
- ⑦ 貿易投資相談データベース（TIC）については、国内・在中国事務所に加え、在ASEAN事務所からの情報入力を開始する。また、入力書式の簡素化や入力のガイドラインの徹底等により入力情報の平準化を図る。登録情報については、時系列的に分析し、企業の関心事項や直面する課題等について対外広報する他、組織内各部課による円滑な活用を可能なものとするべく、活用方法について説明会を開催する。ウェブを通じた貿易投資関連情報（貿易投資相談Q&A、規格情報、政府調達情報）の発信は、その効率的、効果的な運用に向け必要な更新を行う。なお、貿易投資相談Q&Aについて、海外調査部の所管する海外情報ファイルの制度情報とのリンクを拡充する。
- ⑧ ビジネスサポートサービスの一層の普及を図るため、内部向けの研修を引き続き実施するほか、外部への広報を積極的に行う。顧客のニーズを的確に把握し、海外ブリーフィングの提供、ビジネスアポイントメントの取得、海外ミニ調査の実施等、適切なメニューを紹介することで海外ビジネスの具体化を支援する。
- ⑨ 機構が保有する唯一の総合的な引合媒体である TTPP は、引合情報に加え国際ビジネスの関連情報をウェブ上で提供することにより利便性の向上を目指す。加えて、インターネット環境の変化や個人情報のセキュリティ確保に留意したデータベースの管理・運営を行う。
- ⑩ 機構のプラットフォームである会員（ジェトロメンバーズ）については、引き続き新規会員の獲得に組織を挙げて取り組む。情報提供サービスに加え、ビジネス支援に重点を置き、実際の活用事例等を用いた広報を強化することにより各種ビジネスサポートサービスの活用を促進し、メンバーズの定着を図る。
- ⑪ 貿易に関する高度な知識・ノウハウ・経験を有し、中小企業者等に対する確かな助言を行うことができる人材を発掘、認定する貿易アドバイザー試験を実施する。なお、収支の改善を図るべくビジネスモデルの改善を行い、外部化等に向けての諸準備に着手する。
- ⑫ 日本企業のグローバル展開を支える、優秀な外国人材の発掘と育成に資する「BJT ビジネス日本語能力テスト」を実施するとともに、外部化に向けての諸準備に着手する。
- ⑬ 日本企業の国際競争力強化に資する「国際インターンシップ支援」については、2006年度にマッチングを行った学生の企業への受け入れ支援を行うとともに、事業終了に向けて必要な措置を講じる。

こうした活動により、制度・市場情報等の一層の整備・蓄積を図り、公平性や信頼性を保持しつつ、企業の個別ニーズに合致した的確な対応を行うことにより、我が国企業の個別ビジネスへの貢献等の具体的なアウトカムの実現を図る。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。その他、以下の取り組みを行う。

1. 自己収入拡大への取り組み

第一期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、今般の行政改革の主旨を踏まえ、それぞれの事業ごとに適切な目標を設定のうえ、第一期中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに引き続き取り組むこととする。

具体的には、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、例えば、対日投資ビジネスサポートセンターの運営、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について、より適正な受益者負担を積極的に求めていく。また、地域における国際的企業連携支援事業（地域間交流支援（RIT）事業）についても、事業実施主体の費用負担の増加を図る。また、地方自治体、民間企業等から委託事業の受託の要請があった場合、機構に蓄積された知見、ノウハウ、あるいは業務の遂行能力が高く評価された結果と考えられるため、機構の事業領域に直接的に適合する内容であれば、積極的に受託を検討する。また、中央諸官庁が公募等により事業者を決定する委託事業については、事業の内容が機構の事業領域に直接的に適合しており、保有する各種のリソースの有効かつ効率的な活用を通じて社会貢献が可能と判断される場合には公募等に応じる。

2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

Ⅳ. 予算、収支計画及び資金計画

別添のとおり。

Ⅴ. 短期借入金の限度額

6, 677百万円

(理由) 運営費交付金及び補助金の受け入れが最大3ヵ月分遅れた場合、事故の発生等に

より緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3ヵ月分を短期借入金の限度額とする。

VI. 重要な財産の処分等に関する計画

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の廃止、地元自治体との協議等を踏まえ、以下の財産の処分を行う。

- ・大阪りんくう FAZ 支援センター（大阪府泉佐野市りんくう往来北1丁目）
- ・境港 FAZ 支援センター（鳥取県境港市竹内団地）

VII. 剰余金の使途

- ・ 職員教育の充実
- ・ 海外有識者、有力者の招へいの追加的实施
- ・ 展示会、セミナー、講演会等の追加的实施（新規事業実施のための事前調査の実施を含む。）
- ・ 先行的な開発途上国研究の実施

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

職員の専門性の更なる向上

- ・ 第一期中期計画で再構築した研修制度のうち、基礎研修を入構1、2年目の職員に対して実施し、英語能力、貿易実務、外国企業誘致、経済基礎、財務・会計、顧客サービスの基礎知識習得を徹底する。また、語学研修生派遣を通じ、若手職員の特殊語学能力の向上も目指す。
- ・ 基礎パス研修を終え、マネジメント職コース、専門職コースを選択した者に対し、マネジメントスキル向上、特定の地域・国についての知見蓄積、貿易実務・投資実務能力向上等を目的とした能力開発講座を実施する。さらに、経理・財務等の科目が履修できる大学院等への職員派遣を通じ、業務別の専門家・実務家育成を図る。
- ・ 研究職員については、現地語研修や現地調査を通じて、インタビュー方法の習得や現地

機関・研究者とのネットワーク構築を促進させるとともに、その後の海外研究員派遣制度で、研究の深化のみならず広く現地事情に通暁した人材の育成を図る。

- 一方、学問的な知見の蓄積を得るため、理論研修の実施、研究所での有志勉強会および国内大学院博士課程通学支援等を通じて博士号取得を積極的に支援する。

以 上

○予算（平成19年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金収入	24,408
国庫補助金収入	2,301
受託収入	8,783
うち国からの受託収入	8,059
うちその他からの受託収入	724
業務収入	3,603
その他の収入	311
計	39,406
支 出	
業務経費	28,804
受託経費	8,242
一般管理費	2,360
計	39,406

○収支計画（平成19年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	39,544
経常費用	39,533
業務経費	28,504
受託業務費	8,242
一般管理費	2,322
減価償却費	465
財務費用	11
臨時損失	0
収益の部	39,558
運営費交付金収益	24,260
国庫補助金収入	2,301
国からの受託収入	8,058
その他からの受託収入	724
業務収入	3,603
その他の収入	135
資産見返負債戻入	300
財務収益	177
臨時収益	0
純利益	14
目的積立金取崩額	0
総利益	14

○資金計画（平成19年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	63,147
業務活動による支出	39,079
業務経費	28,512
受託業務費	8,242
その他の支出	2,325
投資活動による支出	10,549
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	149
有価証券の取得による支出	10,400
財務活動による支出	178
翌年度への繰越金	13,341
資金収入	63,147
業務活動による収入	39,229
運営費交付金による収入	24,408
国庫補助金による収入	2,301
国からの受託収入	8,058
その他からの受託収入	724
業務収入	3,603
その他の収入	135
投資活動による収入	2,020
財務活動による収入	177
前年度よりの繰越金	21,721